

水素燃料給電システム搭載型 VTOL-UAV「飛鳥 改五丙二型」に係る 経済産業大臣特別認可を取得

令和 8 年 6 月 5 日

指定鯨類科学調査法人

一般財団法人 日本鯨類研究所

一般財団法人日本鯨類研究所（東京都中央区、理事長：藤瀬義弘、以下「当研究所」）は、当研究所が鯨類航空調査用途として開発を進めている水素燃料給電システム搭載型 VTOL-UAV「飛鳥 改五丙二型」（F.T.B. ASUKA Mark V H2、以下「飛鳥 H2」）について、高圧水素ガス容器を搭載する経済産業大臣特別認可を取得しました。

本認可は、高圧ガス保安法に基づき、高圧水素ガス容器を無人航空機に搭載して使用するために必要となるものであり、安全性評価を経たものです。

「飛鳥 H2」は、当研究所がこれまで開発を進めてきた鯨類航空調査用 VTOL-UAV「飛鳥」シリーズを基盤とし、飛行距離の伸長、搭載能力の向上、飛行時の直接 CO₂排出ゼロ、ならびに調査活動における環境負荷低減を目指して開発している水素燃料給電システム搭載型の飛行実験機です。

搭載する高圧水素ガス容器は、JFE コンテナ株式会社が開発した水素用容器を採用しています。同社には、高圧水素ガス容器に関する技術面および認可取得に係る手続き面で協力を得ました。

当研究所は、今後も鯨類資源調査の高度化に資する技術開発に取り組んでまいります。



図 1. 水素燃料給電システム搭載型飛行実験機「飛鳥 改五丙二型」（F.T.B. ASUKA Mark V H2）の外観イメージ ※実機写真を基に作成

用語説明

経済産業大臣特別認可：高圧ガス保安法に基づき、高圧ガス容器等を通常の基準とは異なる用途や構成で使用する場合に、安全性評価等を踏まえて経済産業大臣が特別に認可する制度です。高圧水素ガス容器をUAVに搭載して使用する場合には、関係法令に基づく確認・評価・認可が必要となります。

VTOL-UAV：VTOLはVertical Take-Off and Landingの略で、垂直離着陸を意味します。VTOL-UAVは、滑走路を必要とせず垂直に離着陸し、固定翼巡航により長距離飛行を行うことができる無人航空機です。

お問い合わせ先：

一般財団法人 日本鯨類研究所

TEL：(03) 3536-6521 (代表)

担当：吉田、早武